

令和3年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年4月22日（木） 午後2時00分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	杉 本 道 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	高 橋 直 人
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	川 上 誠
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鈴 木 史 洋
学校教育部学校食育課長	山 田 智 子
学校教育部教育情報担当課長	飯 田 達 也
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	柳 井 栄 美
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 4名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。
- 日程第2 議案第12号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第3 議案第13号、日程第4 議案第14号及び日程第12 議案第22号は人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、3月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告をご参照いただければと思います。

まず、3月5日以降に、市議会3月定例議会が開催されております。

3月24日本会議をもちまして、令和3年度の一般会計等予算のご議決をいただいたところです。

次に、教育委員会につきまして、各団体から様々な寄付をいただきましたのでご紹介をさせていただきます。

3月19日に、公益社団法人の横須賀法人会青年部会から、八木陽子さんのお書きになりました書籍「10歳から知っておきたいお金の心得」48冊をいただきましたので、市立小学校及び特別支援学校等の図書室に配布をさせていただきました。

次に、4月9日に、横山豊久様から「でかけてみよう！よこすか花散歩」という書籍を寄贈いただきました。当該書籍は、様々な花と横須賀市内にある施設等をそれぞれご紹介いただいているものでしたので、それらを小学校等の図書室に配布をさせていただき、児童等の参考とさせていただくことといたしました。

次に、各会議の中では、令和3年度第1回学校保健会の理事会が4月21日に開催され、令和3年度の役員等の改選等が行われたと聞いております。

学校等の競技では、去年は中止でありましたが、今年度は4月17日に中学生総合体育大会の総合開会式を南体育会館で開催させていただきました。例年ですと、総合体育館のメインアリーナを使わせていただくところでしたが、本年度は現在、新型コロナワクチンの接種会場という形で準備に入っておりますから、南体育会館での開催といたしました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の関係から、これまでですと約2,500名が参加し、生徒の入場行進、吹奏楽部の演奏が行われる予定でしたが、コロナの影響のため、各校の代表者250名規模での開催となりました。

なお、三浦学苑高等部バレーボール部の皆さんと中学校の生徒との模範練習試合を見せていただいたところでございます。

市立学校の卒業式並びに入学式については無事に終了したところであります。

各種催物の中では、昨年度横須賀美術館をほとんど開催できない中におきまして、最後になりましたけれども、「ヒコーキと美術」を日程短縮の上で開催したところでございます。

その他はご参照いただければと思います。

ただいまの私の説明において何かご質問等ございましたらお願いします。

(質問なし)

日程第1 議案第11号『生涯学習センター条例施行規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第11号『生涯学習センター条例施行規則中改正について』のご説明をいたします。

これは本市が、市民等が市に提出する申請書に求めている押印について、押印廃止に向けた押印見直し指針に基づいて改正することに伴い、様式の改正を行う必要があるために行うものです。

本市では、条例施行規則等の押印廃止事務は主に本年7月1日付で進められていますが、本年度指定管理者の公募を行う施設は、公募を開始する前に規則改正を行う必要があるため、令和4年度からの指定管理者を公募する生涯学習センターは、5月1日付で改正を行いたいと考えており、あわせて、同条例施行規則に定めた様式を全て改正したいと考えております。

なお、公募につきましては、第13号議案でご説明いたします。

それでは、議案第11号『生涯学習センター条例施行規則中改正について』をご覧ください。

生涯学習センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者」の行にあった押印の印を削除し、代表者のみに改め、第2号様式中、氏名の行にあった押印の印を削除し、氏名のみに改めるものです。

2 ページに、第 1 号様式と第 2 号様式を定めた生涯学習センター条例施行規則第 2 条の条文と使用料の還付を定めた第 7 条の条文をお示ししております。

次の 3 ページと 4 ページをご覧ください。

押印の印を見え消した様式をお示ししております。

以上で、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 11 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 5 議案第 15 号『令和 4 年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第 15 号『令和 4 年度使用教科用図書採択基本方針について』説明いたします。

1 ページをご覧ください。

これは、横須賀地区で令和 4 年度に使用する教科用図書の採択に当たって公平を期するとともに、優れたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本方針に基づき採択事務を進めてまいります。

令和 4 年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童・生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。この 3 点です。

高等学校・特別支援学校は、毎年採択替えを行います。

小・中学校については、教科書無償措置法第 14 条及び義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令第 15 条により、4 年に一度採択替えを行うこととなっています。

また、学習指導要領の改訂の年についても、採択替えが行われます。

参考資料 1 をご覧ください。最終ページでございます。

星印が採択替えの年となります。本年度は、高等学校、特別支援学校の採択替えの年となりますが、中学校「社会」において、令和 2 年度に文部科学省内示の検定を経て新たに発行される教科書があるため、中学校「社会」についてのみ昨年度に引き続き採択を行います。

2ページにお戻りください。

2ページ、3ページは、教科用図書採択検討委員会条例です。教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会、及びその委員会の検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に関しての規定となります。

この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき、教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、令和4年度に使用する教科用図書が決定されます。

4ページ、5ページ、6ページは、教科用図書採択に関する事務処理について、必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

6ページの別表は、採択の調査部会の内訳です。先ほどもお伝えしたとおり、本年度は高等学校、特別支援学校及び中学校「社会」の採択のための設置をします。小学校及び中学校「社会」以外は設置いたしません。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、採択事務の仕組みや流れについて図で示したものです。本年度の教科用図書採択検討委員会は、採択替えが行われる高等学校、特別支援学校及び中学校「社会」の3つの専門部会を設置し、それぞれに学識経験者、保護者代表者や市民代表、学校教育関係者で構成された6名、計18名で組織いたします。

それぞれの専門部会で検討した結果を、最終的に採択検討委員会で全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、5月28日から8月31日までとします。

採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下部に記載しております。

教科用図書展示会は、6月11日から6月24日まで、横須賀地区教科用図書センターと産業交流プラザで開催いたします。

どのような教科書が採択されたかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で、議案第15号『令和4年度使用教科用図書採択基本方針について』の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

私から確認の関係で、中学校について、今社会についてだけ新たな教科書が国

の検定を受けたので、もう一度採択に入る。この検定を受けた教科書というのは何冊あるのでしょうか。

(教育指導課長)

1冊です。

(新倉教育長)

その1冊をもう1回全てを見直すということなのですか。

(教育指導課長)

昨年と同じ項目に沿ってその新しく国から検定を通った教科書を評価しまして、今年度、今使っている教科書と2択の中で最終決定をします。

(元木委員)

ただいまの社会の教科書ですが、地図帳についてはいかがでしょうか。

(教育指導課長)

地図帳については、採択可能となりません。

(元木委員)

社会の場合、地図帳と教科書をセットで使います。もし教科書が変わったとき、地図帳をもう1回見直さなくても大丈夫なのでしょうか。

(学校教育部長)

採択する場合に、教科書は教科書として、地図帳は地図帳として実は別に評価をして選定しています。その際、地図帳を選定する場合は、どの教科書にも対応できるというような形での選定になっておりますので、心配はございません。

(元木委員)

分かりました。ありがとうございます。

(荒川委員)

すみません、今年度の歴史の教科書はまだ使い始めて間もないと思うのですが、ただ、生徒にとっては使い始めて、期間は短くても教える先生方、それから生徒にとって使い勝手はどうか、ちょっと声を聞いていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

先生方や子どもたちの声を反映していきたいと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第15号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第16号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』

日程第7 議案第17号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正）』

日程第8 議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第16号から議案第18号についてご説明いたします。

3月の教育委員会定例会において、これらの議案については、教育長の臨時代理により行うことをご報告させていただきました。

市議会3月定例議会において、関連する条例議案が議決を受けたこと及び市の組織改編に伴う事務が整ったことを受け、教育長の臨時代理による事務により、令和3年4月1日付でこれらの規則等の改正を行わせていただきましたので、本日、本議案のご承認をお願いするものでございます。

それでは、議案第16号『教育委員会事務局等事務分掌規則改正（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』の内容についてご説明いたします。

本改正は、令和3年度の教育委員会の組織改正として、保健体育課に時限的に設置した学校給食担当を廃止し、学校食育課を新設すること及び教育研究所、教育政策課、教育情報システム室、教育指導課の3課に分散している教育情報課に関する業務を1つに集約し、教育研究所に教育情報担当を新設することに伴い、所要の条文整理を行うこと。

また、令和3年度に予定している各課の事務の移管、追加に伴い、所要の条文整理を行うこと。また、必要な附属機関の追加、廃止等に伴う所要の条文整理を行うものです。

また、あわせて、附則において、本事務分掌規則の改正に付随して、教育委員会職員の勤務時間に関する規則の一部を改正するものです。

改正の詳細につきましては、資料の5ページから14ページに記載の規則改正案の朱書きのとおりでございます。

次に、議案第17号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について等中改正）』をご説明いたします。

これは、先ほどの教育委員会事務局等事務分掌規則の改正に伴い、教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について及び教育委員会専決規定について、学校食育課及び教育情報担当の新設に伴う所要の条文整理を行うものです。

資料の5ページから6ページまでは、教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項についての改正案の朱書きでございます。

また、資料の7ページから14ページまでは、教育委員会専決規程の改正案の朱書きとなっております。

それぞれ朱書きに記載のとおり、追加・削除等を行うものでございます。

次に、議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正）』の内容についてご説明いたします。

本改正は、令和3年度の市長部局の組織改正に伴い、「財務部財務課」の事務の一部が新設の「財務部財務管理課」に移管されることに伴い、本規程の課名を「財務管理課」に改めるものでございます。

改正箇所は、資料3ページの改正案の朱書きのとおりとなっております。

なお、いずれの規則等も、施行日は令達の日である令和3年4月1日でございます。

以上で、議案第16号から議案第18号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

（川邊委員）

議案第16号に関することですがけれども、ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、図書館とか美術館、博物館というのは、いわゆる事務職と専門職的な分かれ方があるのでしょうか。

（総務課長）

一応博物館とか図書館ということでよろしいでしょうか。

（川邊委員）

はい。

(総務課長)

ある程度いわゆる一般職という方ではありますが、例えば博物館で申し上げますと、博物館法の中で専門職として学芸員を置くという形になっておりますので、専門職、委員がおっしゃるような専門職ということであれば、学芸員とかが該当するというふうになります。

(川邊委員)

そうすると、一般職と学芸員というのも働く時間帯は同じなのでしょうか、それとも少しは変わってくるのですか。

(新倉教育長)

多分少し勘違いされている。この規程の中に学芸員という言葉がないかどうかということをご質問になっているので、多分学芸員も一般職に含まれるのかどうかということを整理していただきたい。

(総務課長)

申し訳ございませんでした。今申し上げました学芸員もいわゆる一般職に含まれますので、こちらの勤務時間につきましては、特にその職によって変わるということはございません。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第9 議案第19号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正）』

日程第10 議案第20号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須

賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正)』

日程第11 議案第21号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正)』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

教育委員会が所管する市立学校の管理運営規則に関する規則中改正については、教育委員会3月定例会と神奈川県教育委員会からの依頼が令和3年3月4日の同一日であったため、教育委員会が3月定例会では議案として提出することができず、教育長の臨時代理により4月1日付で規則改正を行わせていただきましたので、本日、議案の承認をお願いするものでございます。

なお、教育長の臨時代理による事務承認について、市立学校の管理運営規則中改正は議案が3議案になりますが、改正内容や改正理由が同様のため、一括して説明資料で説明いたします。

説明資料、議案第19号から議案第21号『教育長の臨時代理による事務の承認について』をご覧ください。

1、改正理由についてです。

非常時にやむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対する指導要録上の出欠の扱いについて、従前から登校できなかった日数を欠席日数とは記録しないとされており。

その上で、令和3年4月1日から非常時にやむを得ず学校へ登校できない児童・生徒について、オンラインを活用した学習の指導を実施した場合には、オンラインを活用した特例の授業として、各市立学校の管理運営規則に関する規則に定める指導要録に記録することになり、規則改正の必要が生じました。

2の改正概要についてです。

非常時にやむを得ず学校に登校できない児童・生徒が同時双方向型のオンラインを活用した学習指導や、課題の配信・提出や教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施した学習指導などで、オンラインを活用した特例の授業を実施したと校長が認める場合には、指導要録の指導に関する記録として新たに非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録を学年ごとに作成することになります。

3、対象となる指導要録及び指導に関する記録の追加記載する事項等についてです。

対象となる指導要録は、1、小学校及び特別支援学校小学部、2、中学校及び特別支援学校中学部及び3、高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録になります。

追加記載する事項等は、1、児童・生徒が登校できない事由、2、オンラインを活用した特例授業の実施日数・参加日数・実施方法等。3、その他の学習等になります。

4の改正する様式についてです。

3つの規則に規定されている14様式があり、資料に記載のとおり、横須賀市立小学校及び中学校の管理運営規則に関する規則では4様式、横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営規則では5様式、そして横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営規則に関する規則では、1様式の改正になります。

5の施行期日は、公布の日から施行することになり、具体的には横須賀市報4月1日号に登載するため、4月1日が施行日になります。

なお、各議案については、議案書のとおりになります。

以上で、議案第19号から議案第21号までの説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(元木委員)

同時双方向型のオンラインで授業を行った場合ですが、目安となる時間はあるのでしょうか。日にちでカウントしていますが、その日にどのぐらいやったのかといった目安があれば教えてください。

(教育指導課長)

国や県と確認したところ、日数ということですので、1日1時間でもそういうオンラインの授業があればカウントされるということで承知しております。

(澤田委員)

同時双方向型のオンラインを活用した学習指導とオンデマンドを併用して学習を行った指導がありますが、オンデマンドを併用した指導においても質疑応答等、オンタイムでのやり取りがないと認めないということでしょうか。

どういうことかといいますと、オンデマンドでの授業を視聴したということが分かるような質疑応答や課題の提出がセットになって認められるのかという質問です。

(新倉教育長)

質問の趣旨が分かりましたか。

双方向というのは、指導している教員と児童・生徒がいますので、授業を行ったという確認は取れますが、オンデマンドだと、あくまで受け手だけがそれを行ったということになるので、そのオンデマンドを受けたということが何らかの報告として、課題の提出や何かがあって初めて認めるのでしょうかねという、こういうご質問かと思います。

(教育指導課長)

まだ実際にそういう具体的な想定、指導場面というのはないのですが、オンデマンドでやった場合につきましても、例えば課題の提出をあるフォルダーに入れて、それを確認して出席をすとか、それから後日、紙ベースで何かしらの形で出席を提出するというで確認できた場合については、日数としてカウントしているという認識でございます。

(新倉教育長)

多分この3ページに、議案説明資料の3ページのところの第3学年のところになるかなと思うのですが、今のインターネットを通じた課題の配信と提出という言葉がついております。それから、あるいはチャットを使った質疑応答ということで、ある意味でオンデマンドであっても、課題配信の提出をするか、あるいはチャットでの質問を行ったので、教員側としては受けたという確認が取れることということが前提なのかなというふうに思っているところかなと思います。

(教育指導課長)

そのとおりだと思います。

(新倉教育長)

詳細については、実際の運用になりますので、改めて実際に適用される場合に、確認をしていただければと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第19号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

採決の結果、議案第20号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

採決の結果、議案第21号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定す

る。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

（保健体育課長）

保健体育課から、新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について報告いたします。

初めに、令和２年度の市立学校児童・生徒及び教職員の新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触者の数についてです。

令和２年度全体では、陽性者数98名、濃厚接触者数303名でした。月別に見ると、２回目の緊急事態宣言が発出される直前の令和２年12月から令和３年２月までがピークでした。

次に、陽性者の感染経路についてですが、７割以上が家庭内感染ということでした。このことから、家庭と連携して感染防止対策を講じていくことが重要であると考えます。

次に、臨時休校の実施状況についてです。

校内に陽性者が確認され臨時休校を実施した学校数は、18校でした。

続いて、令和３年度４月の市立学校における状況についてご報告いたします。

これまで２校で陽性者が確認されましたが、いずれについても保健所の調査において学校内での感染拡大の心配がないことが判明いたしましたので、臨時休校は実施していません。

最後に、今後の感染予防策についてご報告いたします。

引き続き、市立学校では基本的な感染症対策に加え、健康観察を徹底すること、可能な限り人との間隔を確保すること、マスクの着用、飛沫防止パーティションの活用を徹底すること、食事時は飛沫防止パーティションの設置を徹底することなどを改めて依頼するとともに、修学旅行や部活動について基本的な考え方を示しました。

子どもたちの安全な活動を保障すること、また、保護者の理解が得られるようサポートしてまいりたいと考えます。

以上で、報告を終わります。

（新倉教育長）

私のほうから確認が1点だけです。

いわゆる感染症の状況が現在は緊急事態宣言ではなく、全体的には2ぐらいのところにあるかなと思っていますけれども、この後、感染がもし拡大するようになったら、このマニュアル自身は即座にそれで改定をしていく、そういうつくり方だということによろしいですか。

(保健体育課長)

そのとおりでございます。

報告事項(2)『横須賀市教育振興基本計画策定方針について』

報告事項(3)『教育アンケート結果の概要について』

(教育政策課長)

教育政策課から、まず報告事項(2)『横須賀市教育振興基本計画策定方針について』ご報告いたします。

教育振興計画は教育基本法に基づき、地域の実情に応じ、地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画を定めるものですが、現行の横須賀市教育振興基本計画の計画期間が令和3年度で終了するため、令和4年度からの次期計画を策定いたします。

計画の作成に当たり、方針を定めましたのでその概要をご説明いたします。

1、策定の目的は、ただいま申し上げましたとおり、教育基本法に基づき、本市の教育に関する施策の総合的、かつ計画的な推進を図るものです。

次に、2、計画の位置付けについてです。

教育振興基本計画は、市の基本構想・基本計画に基づき分野別計画とし、目指す姿や基本方針等根本となる部分については、長が策定する教育大綱として位置づけることについて、市長と協議いたします。

なお、計画策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参酌し、また、教育に関連する個別計画は、教育振興基本計画に基づくものとして別途策定いたします。

2ページをご覧ください。

3、計画期間は、令和11年度までの8年間とします。

なお、基本計画に基づく実施計画は前期4年間、後期4年間に分けて策定いたします。

次に、4、計画策定に当たっての基本的な考え方についてですが、まず、目指す姿・理想像を市民、保護者、教員としっかり共有します。

また、目指す姿を議論するに当たっては、現在置かれている様々な状況の変化を踏まえる必要があると考えています。

現在、本市の教育が記載のとおり、ソフト面、ハード面ともに困難な状況に置かれていますが、このような状況の中でも後ろ向き・縮小といった思考に陥ることなく、目指す姿の実現に向け、必要なことに取り組んでいくためにも方向性を示す計画といたします。

なお、留意すべき視点として、SDGsとの関係性やPDCAサイクルの確立を十分意識した施策展開を図ります。

3ページをご覧ください。

5、計画の構成についてです。

目指す姿・目標の記載内容は現行計画のものですが、この部分について市民、保護者、学識経験者等からなる計画策定検討委員会等で協議し、基本計画として定めていくことといたします。

4ページをご覧ください。

検討体制については、下段の図でご説明いたします。

教育振興基本計画の決定機関は、教育委員会です。教育委員会は計画策定に当たり、公募市民、学識経験者等で組織する教育振興基本計画策定検討委員会に意見聴取いたします。検討委員会において広く意見を聴取しますが、議論は忠実、効率化を図るために作業部会を設置するとともに、庁内プロジェクト会議において課題抽出や具体施策の検討を行います。

なお、計画の根本となる部分については、総合教育会議で市長と協議し、大綱として市長が策定いたします。

5ページをご覧ください。

7、策定スケジュールについてです。

まず、令和2年度、昨年度は教育アンケート、総合教育会議での協議、教育に関係する団体へのヒアリングを実施いたしました。

本年度は、5月から検討委員会、教育フォーラムで市民を交えた議論をスタートさせ、7月の点検・評価では現計画期間の取組について検証を行います。

10月までをめぐりに計画素案を取りまとめ、12月から1月にかけてパブリックコメント手続で意見募集を行います。

さらに、双方向会議の協議を経て、2月教育委員会定例会で計画を決定し、市議会に報告するとともに、市民に公表する予定です。

6ページをお開きください。

8、計画の推進体制（進行管理）についてです。

教育振興基本計画に位置づけた目標の達成状況や施策の実施状況は、法律に基づき毎年点検・評価を行い、市民に公表します。

また、特に課題となる事業については、現在と同様、教育委員の皆様による意見交換を会議形式により実施し、ご意見を反映させてまいります。

なお、先ほども少し触れましたが、教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、市民の理解を得るために客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めます。

さらに、関係法令の状況を掲載しましたので、後ほどご参照ください。

以上で、『横須賀市教育振興基本計画策定方針について』の報告となります。

続いて、報告事項(3)の『教育アンケート結果の概要について』ご報告いたします。

教育アンケートは、一般市民・保護者・教員・児童・生徒が「横須賀が目指す子ども像」「目指す子どもの教育の姿」をどう捉えているかなど、現行の教育振興基本計画を掲げる目標・施策に対する実感や望ましい学校像、教員像を伺い、次期計画策定及び今後の教育政策の参考とするため、昨年11月に実施いたしました。

有効回答数は、3番に記載のとおりです。

調査の結果の概要ですが、このアンケートでは一部の設問にDI値、ディフュージョンインデックスの考え方を利用し、計画を掲げる目標や施策について回答者の実感を尋ねています。

設問内容は、2ページ、3ページには横須賀市の子ども像について、4ページ、5ページは目指す子どもの教育の姿について、6ページ、7ページは学校教育における「生きる力」の育成について、8ページ、9ページは学校教育における各目標・施策について、10ページ、11ページは社会教育における目標・施策についてです。

グラフの見方について、資料12ページに記載していますが、一つ例でご説明いたしますので、8ページ、9ページを開きください。

このグラフは、横軸が現在についての実感で、右に行くほど「思う」という肯定的な回答傾向、左に行くほど「思わない」という否定的な傾向になっております。

また、縦軸が以前との比較の実感で、上に行くほど「よくなっている」、下に行くほど「悪くなっている」ということを表しています。

つまり4つに分割した中で、右上のAの象限が現在の状況を、以前との比較でもよく、反対に、左下のCの象限は、現在の状況を以前との比較でも悪いという実感を表しています。

ここでは、市民、保護者、教員の回答をそれぞれ別のグラフで傾向を示し、実感の違いを中心にコメントを記載しております。

例えば問14の「子どもの学びは豊かになっていると思いますか」という設問に

については、8ページのグラフに市民の回答を載せていますが、Bの象限に位置していて、以前と比べてはよくなっているが、現在の状況はどちらかというとはよくないという傾向になっております。

9ページ、右上の保護者の回答では、右上のAに位置していて、現在についても実感は僅かにプラスで、以前と比べてはよいという傾向になっています。

一方、下段の教員の回答では、Aの象限でもかなり右上の位置にあり、市民や保護者の回答と大きな開きがあることが分かっています。

ここに記載はございませんが、それぞれ理由を聞いている項目がありますので、それらを基に現在事務局内のプロジェクト会議を中心に分析を行っております。

現行計画での取組の検証や今後の方向性を検討する上で参考にし、次期計画の策定に反映させてまいります。

また、報告書につきましては、まとまり次第送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上が教育アンケート結果の概要についての報告となります。

(川邊委員)

基本計画策定方針のほうなのですけれども、2の計画の位置付けのところ、分野別計画、左側に教育委員会が作成、右側に市長が策定ということになりますけれども、これは教育委員会と市長は同時進行なのでしょうか、それともそれぞれ協議しながら進行していくようなものなのでしょうか。

(教育政策課長)

同時進行といいますか、検討しながら同じように協議をしながら進めていくということになっております。

(澤田委員)

1点目は質問です。5月に教育フォーラムを計画されていますが、どのような内容で、どのくらいの規模で、また、参加の呼びかけ等の広報はどのような状況で進んでいるのでしょうか。

2点目はお願いです。アンケートについてD I 値での分析を行っていますが、市民、保護者、教員、3者がマイナスである事項や、あるいは市民と保護者、教員とで見方が異なっている事項等があります。それによって広報周知、理解、啓発が施策の中で必要なかどうか分かりますし、3者ともにマイナスであれば、施策の見直しや推進が必要ではないかということも考えられます。ぜひそれらを分析・検討していただければと思います。重点課題が見えてくると思います

ので、よろしく願いいたします。

(教育政策課長)

まず1点目の教育フォーラムについてですけれども、5月23日の日曜日に開催をいたします。場所は総合福祉会館のホールでございます。現在、まず出席を呼びかけていますのは、2部構成で開催を予定しております、まず第1部のほうはワールドカフェ方式において皆さんで意見交換をしていただいく内容です。今回、開催趣旨については、計画策定に生かしていくということで、横須賀の教育の目指す姿ですとか、望ましい子ども像ですとか、そういった理想を皆さんに語っていただいて、それに向かって今後計画を策定していくということでやっていきたいと考えておりますので、そういった趣旨での意見交換になります。

第1部のワールドカフェ方式では、ワークショップ形式のような形で皆様からご意見をいただきます。参加者は中高生、保護者の方、また未就学児童の保護者の方、あと教員、それから公募市民の方を予定しております。

第2部のほうでは、ラウンドテーブル方式で学識経験者、それから保護者の代表の方等にお集りをいただきまして、そこでも意見交換を中心にやってまいりたいというふうに考えております。

広報につきましては、広報よこすか5月号、それから横須賀市のホームページを予定しております。

2点目のアンケート結果についてなのですが、今概要をご紹介しているのですけれども、このほかにも重視をしている施策についてという項目もありまして、今回も市民の方、それから教員の方の実感と、重視をしていく項目というのを掛け合わせるような形で、実感が低い、そしてさらにその方法をやっていかなければならないということで重視をする施策があるというものについては、やはり力を入れていかなければなりませんし、また、分析にもよるのですけれども、それほど重視をしていない項目で、今既に評価のかなり高いものについては、今後どういった施策展開をしていくかといったような分析も考えられますので、今いただきましたご意見を参考にさせていただきながら、しっかりと分析をしてまいりたいと思います。

(元木委員)

資料の6ページになりますが、PDCAサイクルのところでは客観的な根拠を重視したとあります。ここでいう客観的な根拠というのは、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

(教育政策課長)

例えば学力学習状況調査等のデータと分析ですとか、また施策の取り組みについては、目標指標が出されておりますので、そういったものを中心に評価・点検を行いながら、PDCAサイクルを導入していくということを想定しております。

(元木委員)

これは意見ですが、現状の把握と課題の抽出というところが非常に大事になってくるかと思えます。ここのところをしっかりできなければ、その後の方向性が実態と違ったものになってしまいますので、客観的な根拠を基に課題抽出をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(教育政策課長)

現在、庁内のプロジェクト会議を中心に現行計画の検証を行っております。その現行計画の検証は重要なものだと思いますので、そちらをしっかりと取り組みながら、計画策定を行ってまいります。

(荒川委員)

策定スケジュールの中の令和2年度の3月に、関係団体ヒアリングの実施とあるのですけれども、どのような団体の方にどんなヒアリングの内容でご意見を伺ったのか、ちょっと具体的に教えていただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。

(教育政策課長)

関係団体ということでは、まず図書館、美術館、博物館、それぞれのボランティア団体の方、また、障害者施策検討連絡会ですとか、また、社会教育の関係では、生涯学習財団にヒアリングを行わせていただいております。

ヒアリングの内容は、ただいまご説明いたしましたアンケートの項目に沿ったような形でのヒアリングとなっております。

(荒川委員)

そこでヒアリングでお聞きした内容に対して、ご意見とかいただいたと思うのですけれども、それは今後策定の方針の中に生かされるような形でやられると思うのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

(教育政策課長)

それぞれ活動されている団体の皆さん、ご自身も活動されている中で、現況についての実感、それから施策に対するご意見等いただいておりますので、そういったものを市の教育現場の策定にいたしたいと思います。

(荒川委員)

ありがとうございました。

(元木委員)

教育アンケート結果についてですが、児童・生徒向けのアンケートの結果というのはどのようなものがあつたのでしょうか。

(教育政策課長)

すみません、まだアンケートの分析をやっている最中ですので、申し訳ございません、本日は公表ができなかったのですけれども、また、計画策定検討結果を報告する中でご紹介してまいりたいと思います。

報告事項（４）『横須賀市支援教育推進委員会答申について』

(支援教育課長)

支援教育課から、報告事項（４）『横須賀市支援協議推進委員会答申について』ご報告いたします。

令和元年11月に、次期横須賀市支援教育推進プランの策定に向けて、今後の本市における支援教育のあり方について、横須賀市支援教育推進委員会に諮問いたしました。

これを受け、令和3年3月24日に横須賀市支援教育推進委員会から答申をいただきましたので、ご報告いたします。

答申の概要について、資料の1ページをご覧ください。

本答申では、全ての子どもに目を向け共生社会の担い手を育てていくために、現行プランの取組のさらなる充実と一人一人への適切な支援という視点に加え、学校・学級といった集団へのアプローチと現状分析に基づいた新たな取組、この必要性が示され、次期プランの策定に向けた3つの指針をご提案いただきました。

資料の5ページをご覧ください。

【指針1】は、「学ぶ楽しさを味わえる授業づくり、関わり合う喜びを感じられる集団づくりを進めます」です。これは、多様な子どもに対して個のニーズに

合わせた支援を充実させるという考え方だけではなく、学級や学年、または異学年などの集団の力に視点を当て、子どもが集団の中でともに学び成長することを願うという内容です。

多様であることが日常であって、それが当たり前のこととして受け入れられる。また、誰もが過ごしやすく学びやすい、そのような学校・学級で、お互いに関わり合いながら子どもの社会性が育まれ、ともに成長していくということです。

児童・生徒理解に基づいた授業と学校生活環境の積極的な改善が、自分を含め回りの人も大切にする。相手の気持ちを思い行動するということの、子どもにとってのモデルとなり、共生社会の担い手としての子どもを育むことにつながると考えています。

【指針2】は、「一人一人の教育的ニーズに応じた学びのシステムを充実させます」です。これは現行プランでの連続性のある学びの場を整理するということを発展させ、学校生活の中で一人一人の子どもの教育的ニーズに応じ、適切な指導や必要な支援を行っていくことを示しています。多様な学びの形を受け止め、一人一人の可能性を最大限に引き出し、個に応じた学びを実現するため、特別支援学級、通級指導教室、相談教室や学校の相談室などの適切な場所を整理するとともに、そこで関わる人材の資質向上や多様な教材、協議等を整理していきます。

また、これからの社会の中で、一人一人の子どもの自立を見据えた取組を推進していきます。

【指針3】は、「地域全体で子どもを育てるネットワークづくりを進めます」です。これは社会の変化に対応しつつ、関係機関及び地域資源との有機的なつながりを築くことについて一層の充実が求められているということです。

そのために、横須賀市の地理的要素や子どもと保護者のニーズについて現状分析を進めます。横須賀市の強みや横須賀市の子どもに必要な支援とはどのようなことか改めて考え直し、家庭や関係機関との連携及び就学前から高校卒業後までの切れ目のない支援を目指していきます。

この答申を骨子に据え、引き続き横須賀市支援教育推進委員会での協議を踏まえて、具体的な政策を盛り込んだ次期横須賀市支援教育推進プランの策定を令和3年度中に進めてまいります。

以上で、『横須賀市支援教育推進委員会答申について』のご報告を終わります。

(澤田委員)

3つの指針をご提案いただきました。ありがとうございます。

この指針を具体的にしていくには、どのような組織で検討をこれからされますか。

(支援教育課長)

これからの検討につきましても、横須賀市支援教育推進委員会のほうでご意見をいただきながら事務局のほうで作成してまいります。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第2は神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第3、日程第4及び日程第12は人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和3年4月22日(木) 午後3時36分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡